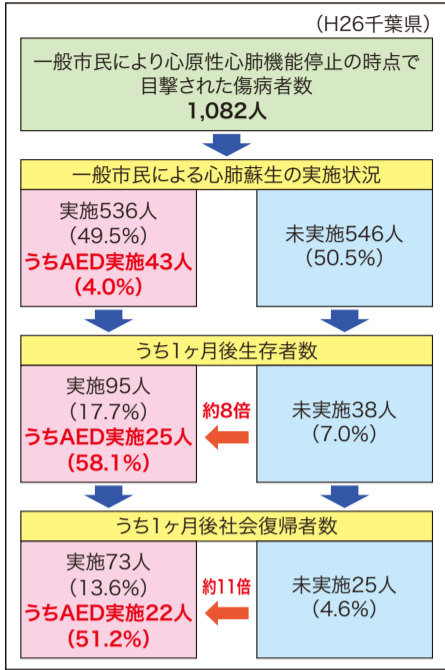
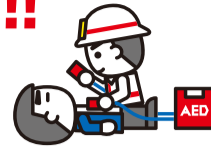


AED使用率・救命率の向上を目指して!! 命を救うのはあなたです!



平成16年7月、厚生労働省の通知により、救命の現場に居合わせた一般市民による自動体外式除細動器(以下AED)の使用が認められました。医学的に心肺蘇生法の実施やAEDの使用により、生存率が高まることは皆さんご存知だと思います。しかし、統計上においては、平成26年の千葉県調査では心原性心肺機能停止状態(※)で発見された約千人のうち一般市民による心肺蘇生法の実施は49.5%、そのうちAED実施率は4.0%にとどまっています。一般市民が心肺蘇生及びAEDを使用した場合はいずれも実施しなかった場合と比較して、1か月後の生存率は、約

8倍の差があったと報告されています。しかし一般の方が救命の現場で傷病者にかかわるには不安が多く、なかなか一歩が踏み出せないものです。では、どうしたら不安がなくなるのでしょうか。消防組合では、年間を通して救命講習等を開催し救命の現場で感じる感染症への不安や、傷病者を助けられなくて訴えられたら...という心配等を少しでも減らし、誰もがたまたわらずに心肺蘇生法の実施及びAEDの使用ができる環境を整えていくことに努めています。※心臓に原因があり、心肺停止になったもの。



AEDに関するお願い
皆さんはAEDがどこに設置されているか、見たことがありますか? 街中にいろいろな形で設置されていますので、学校、スーパー、自動販売機などを確認しておくとい良いでしょう。消防組合ではAEDの設置状況を把握し公表していきますので、新たにAEDを設置した場合には、連絡をお願いします。

■連絡先
消防本部警防課救急救係
☎043(481)1248



2018.9.1 No.65
佐倉市八街市酒々井町消防組合

- 民泊事業のお知らせ/飲食店等の消火器設置
- 八街市消防団女性消防班/新人消防士
- 災害発生時の心得
- 秋季全国火災予防運動/住宅用火災警報器設置
- 表示マーク交付式/災害発生状況
- 消防協力者表彰/救助技術大会/組合議員改選
- 管理者特別功労表彰/情報公開・個人情報制度

千葉県の取り組み

千葉県では、心肺蘇生法及びAEDの使用に関する知識・技能を取得した県民を増やすことが、多くの人々の救命につながるの認識のもと「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」が平成29年4月から施行されました。

定期救命講習

119番通報をしてから救急車が到着するまで、全国平均で約9分です(消防組合平均88分)。心臓が止まってから1分ごとに7~10%も救命率は下がってしまいます。救急車が到着するまでの間、命をつなぎとめることは、その場に居合わせた方にしかできません。

「救急フェア」開催

毎年9月9日は救急の日と定められており、この日を含む1週間(今年は9月9日(日)から9月15日(土)まで)を救急医療週間としています。

目的としては救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために定められています。

消防組合では、これらの一環として、毎年この時期に救急フェアを開催しています。今年は、次のとおり開催いたしますので、みなさんの参加を心からお待ちしています。



③心肺蘇生法・AEDを行った人が万が一訴えられた場合の訴訟費用の貸与・免除を行います。また、心肺蘇生法等を実施した方が健康被害を負った場合に、見舞金を支給します。

詳細については千葉県ホームページをご確認ください。



- 【定期救命講習申込先】
- 佐倉消防署
毎月第2土曜日
☎043(481)1106
 - 志津消防署
毎月第2日曜日
☎043(487)0119
 - 八街消防署
毎月第4日曜日
☎043(440)0119
 - 酒々井消防署
毎月第3土曜日
☎043(497)0119
- ※団体での申し込みの場合日程の調整が可能です。ご相談ください。



- 【日時】平成30年9月9日(日) 11時00分から13時00分
※雨天時は内容の一部を店内で実施します。
- 【場所】イオンタウンユーカリが丘(佐倉市西ユーカリが丘6丁目12番地の3)
- 【内容】
- ①応急手当の実技指導【心肺蘇生法】
 - ②救急車展示
 - ③模擬電話による119番通報訓練
 - ④広報物品の配布
 - ⑤消防音楽隊によるミニコンサート
- 問い合わせ先
消防本部警防課救急救係
☎043(481)1248

民泊事業に係るお知らせ

民泊事業を行うには住宅宿泊事業法の届出の他、消防本部への申請が必要です。

平成29年6月9日に住宅宿泊事業法が成立し、平成30年6月15日から自宅の一部やマンションの空き室などを活用して、宿泊サービスを提供することができるようになりました。

【民泊】とは法令上の定めはありませんが、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することをいいます。民泊を開始するには、県に届け出る住宅宿泊事業法に基づく届出の他、消防本部が交付する消防法令適合通知書の申請が必要となります。

■問い合わせ先

消防本部 査察調査課 査察係
☎043(481)1225



QRコード

※なお、民泊事業を行うには消防法の他、都市計画関係（市役所、町役場）の確認が必要となる場合があります。また、共同住宅などは管理規約、賃貸契約の確認も必要となる場合がありますので事前に各関係機関へ相談、確認をお願いします。

飲食店等の皆さん 消火器は設置していますか？

新潟県糸魚川市大規模火災の事例等から、飲食店等について、消火器具を設置しなければならぬ施設の範囲が拡大されます。

内容は、消火器具を設置しなければならない防火対象物として、消防法施行令別表第一(3)項^{※1}に掲げる防火対象物で、延べ面積が150㎡未満のもののうち、火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置^{※2})として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたものが追

■問い合わせ先

消防本部 予防課 予防係
☎043(481)1217

加されました。
※1 料理店、飲食店など。
※2 防火上有効な措置とは、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」をいいます。
詳細はお問い合わせください。

輝け！八街市消防団女性消防班

～大切な家族や地域の皆さんを守りたい～

平成28年10月1日に八街市消防団条例及び規則の一部が改正され、平成29年4月1日、八街市消防団に女性消防班が発足しました。
女性消防班は、消火活動(火災出動)は行わず、災害の発生を未然に防ぎ、被害を軽減するための予防広報、応急手当の普及啓発活動を行っています。

3月からは八街消防署で毎月1回の規律訓練を受けています。
最近では、八街市教育委員会学校教育課主催の学校区救急講習において、消防署の救急隊と共にAEDの使用方法などの応急手当指導にあたったほか、八街市総合防災訓練や八街市産業まつりなど各種行事に参加し、多くの市民と直接触れあい、自分たちの地域は自分たちで守るといふ郷土愛護精神のもとに日夜地域防災活動に努めています。



頑張れ！新人消防士！！



消防組合では、平成30年4月1日付で新たに14名の職員(うち女性職員2名)を採用しました。年齢は18歳から27歳で、うち1名はすでに千葉県消防学校初任科へ入学し、教育訓練を受けています。今後、入校予定の13名は佐倉消防署で消防職員に必要な技術、知識、体力を身に付けるため先輩職員の指導のもと、2か月間の教育訓練を行いました。

6月1日から各署所に配属され、配属先で新人消防士として働きながら訓練を重ね、順次千葉県消防学校初任科に入校し6か月間の教育課程に入ります。
新人消防士の一人は、「自分が生まれ育ったこの地域に恩返ししたいと思い消防士を志しました。まだまだ未熟ですが日々の訓練を重ね将来的に立派に貢献していけるよう努めます。」、女性職員の一人は「現場は男女関係なく活動するため普段の訓練も男性同様に行うので付いていくのは大変ですが、皆で励ましあいながら訓練に取り組みたいです。将来は救急救命士の資格を活かし、女性ならではの安心感を与えられる救急隊員になりたいです。」と強い思いを



語っていますので、今後の活躍にご期待ください！
なお、女性職員は、消防組合の女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により採用しています。

災害発生時の心得

「むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を」

大規模な災害が発生すると公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。

しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や沿道の建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなります。

【災害発生時には「むやみに移動を開始しない」】

○まずは自分の身の安全を確保しよう。
○職場や集客施設等の安全な場所にとどまろう。

○災害用伝言サービスにより家族の安否や自宅の無事を確かめよう。

○交通情報や被害情報などを入手しよう。
【日ごろから準備しておきたいこと】

○携帯ラジオや地図を持ち歩こう。

○職場などに歩きやすいスニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用意しよう。

○事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておこう。

○徒歩やバスにより帰宅経路の状況を確認しておこう。

○帰宅経路のコンビニやガソリンスタンドなどを確認しておこう。

※千葉県や九都県市ではコンビニやガソリンスタンド等と徒歩帰宅支援協定を締結しており、水道水、トイレや交通情報などを可能な範囲で提供して頂きます。

災害時帰宅支援ステーションステッカー



コンビニエンスストア等



ガソリンスタンド



佐倉市八街市酒々井町消防組合公式ホームページ(PC)

住民の皆さん及び事業所の皆さんへお伝えしたい情報を掲載しています。

※読み取ったアドレスをパソコンに転送してご覧になるか、スマートフォンなどでご覧ください。

QRコード

秋季全国火災予防運動実施

(11月9日～15日)

【統一標語】
忘れてない？サイフにスマホに火の確認

この運動は、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施しています。

住宅防火のちを守る7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)

- 【命を守る】 3つの習慣
- 1 寝たばこは、絶対やめる。
 - 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【命を守る】 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近隣の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器は設置されていますか？

消防組合管内の住宅用火災警報器の設置率^{*}は74% (全国81.7%、千葉県77.6%)、条

住宅用火災警報器設置率 (平成29年6月1日時点)



○新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられているから10年が経過しました。設置から10年以上経過している場合は、電池切れや本体内部の電子部品の劣化により火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

例適合率^{*}は51% (全国66.4%、千葉県60.3%)で、全国や千葉県と比較して低い水準となっています。

住宅火災の死亡原因の約6割が逃げ遅れとなっています。住宅火災から大切な家族を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

※1 設置率とは、住宅用火災警報器が1箇所以上設置されている世帯の割合

※2 条例適合率とは、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の割合

「火災に早く気づき、命を取り止めることができた事例」(総務省消防庁より)

- 1階の台所から出火。2階で就寝中の居住者が、

階段の住宅用火災警報器の鳴動に気づき、119番通報し、避難できた。

● 居住者が寝たばこをしてしまい、ふとんから発煙し、寝室の住宅用火災警報器が鳴動。気づいた居住者が、ふとんを風呂場へ持って行き、浴槽の水に浸し、大事に至らなかった。

● 就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れ、布団が焦がし、寝室の住宅用火災警報器が鳴動。気づいた居住者が、急いで水をかけ、大事に至らなかった。

● 居住者が調理中に就寝してしまい、鍋から発煙し、台所と寝室の住宅用火災警報器が鳴動。隣人が警報音と臭いを確認し、119番通報。

防火基準適合表示制度による表示マーク(金) 交付式を開催しました

消防組合では平成30年4月19日に防火基準適合表示制度による表示マーク(金)交付式を開催しました。

防火基準適合表示制度は利用者の方が、安全・安心な防火安全に関する基準に適合した宿泊施設を利用し

ていただくことを目的として、収容人員が30人以上で、地階を除く階数が3階以上の宿泊施設の申請により、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適

合していると認められた施設に対して表示マークを交付する制度です。

表示マークの交付を受けた事業所はウィシユトンホテルは平成27年4月14日に第1号の表示マーク(銀)を交付してから3年間継続して消防法令などの防火基準に適合されたことからこの度、組合管内初の表示マーク(金)を交付いたしました。



交付式



表示マーク(金)



安心シール 実物大

消防組合では、地域の事業所が加盟する佐倉防火安全協会の協力を得ながら、地域の防火対策の推進を目的に既に住宅用火災警報器が設置済みの世帯に「住宅用火災警報器設置済シール」を配付しています。このシールは、法的効力はなく、義務でもありませんが、シールを受け取る側の意思で玄関先等に貼っていただく「安心シール」です。

詳しくは、最寄の消防署へお問い合わせください。

平成30年前期の災害発生状況 (1月～6月末)

(1月～6月末)

火災発生件数は44件で、前年と比較すると26件減少しています。火災種別ごとの火災発生件数は、建物火災が23件、その他火災が14件、林野火災が5件、車両火災が2件です。建物火災を原因別で見ると最も多いのが、「たき火」により発生した火災で5件、次いで「放火(放火の疑いを含む)」が3件となっており、「こんろ、たばこ、電灯・電話等の配線、ストーブ」の原因による火災がそれぞれ2件となっています。

救急出場件数は5,940件で、前年と比較して39件の減少であり、構成市町別にみると佐倉市が3,768

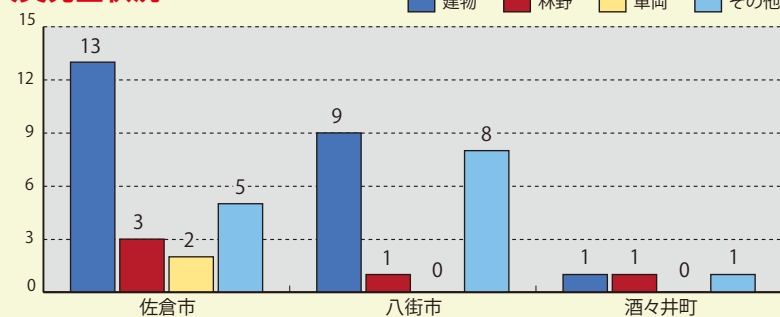
件で93件の増加、八街市が1,720件で73件の減少、酒々井町が452件で59件の減少です。

事故種別では「急病」が最も多く3,852件、次いで「一般負傷」843件、「交通事故」が501件です。

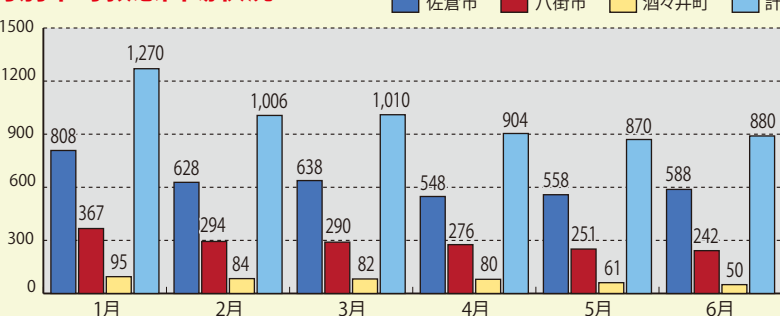
救助出動件数は73件で、前年と比較して13件の減少であり、構成市町別にみると佐倉市が46件、八街市が16件、酒々井町が11件です。



火災発生状況



月別市町救急出場状況



佐倉市八街市酒々井町消防組合ツイッター公式アカウント
緊急情報及びイベント等についてツイートしています。
ぜひ、フォローをお願いします。

QRコード

【ご協力ありがとうございました】

消防活動にご協力いただいた方に、消防組合から感謝状を贈りましたので、ご紹介いたします。

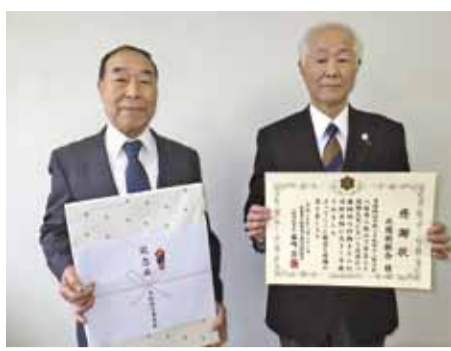
◆八街消防署長表彰

【平成30年1月27日、八街市泉台で発生したその他火災における消火協力】

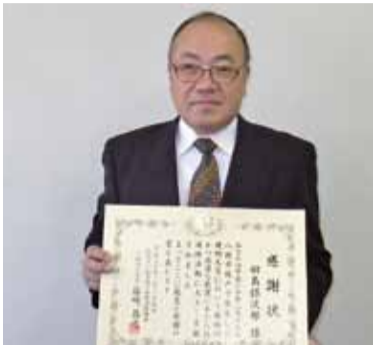
齋藤 悦二さん
(八街市富山在住)



【平成29年12月10日、八街市八街はで発生した建物火災における消火協力】
北陽剣振会の皆さん



【平成30年2月17日、八街市榎戸で発生した建物火災における人命救助】
田島 保次郎さん
(八街市榎戸在住)



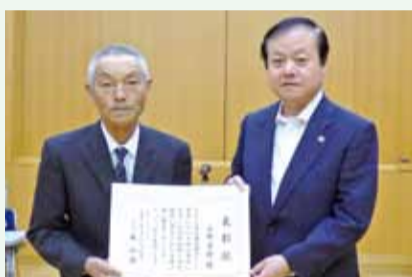
久保田 房子さん
(八街市榎戸在住)



◆管理者特別功労表彰

平成30年7月6日、消防組合7月臨時会終了後に、酒々井町選出の前消防組合協議会議員宮野孝雄氏に藤和雄管理者から管理者特別功労表彰が授与されました。

この表彰は、平成22年4月からの永きにわたり、消防組合協議会として消防行政の運営に深い理解を示され、消防体制の確立に積極的に関与された功績が認められたものです。



宮野前議員(左)と藤管理者(右)

組合協議会議員が改選されました

【就任】

◆八街市学識経験

平成30年4月1日

原口 貞男 議員

◆酒々井町学識経験

平成30年4月1日

齊藤 一郎 議員

【退任】

◆八街市学識経験

平成30年3月31日

福田 守 議員

◆酒々井町学識経験

平成30年3月31日

宮野 孝雄 議員

第43回

消防救助技術千葉県大会にて
救助隊員大活躍!

平成30年5月22日
(火)、千葉県消防学校において第43回消防救助技術千葉県大会が行われました。この大会は県内消防本部の救助隊員が一堂に集い、救助技術の安全性・確実性・迅速性を向上させることを目的に、7種目の訓練を行います。消防組合からも5種目30名の隊員が出場し、日頃の訓練の成果を発揮し、好成績を収めることができました。

【ほふく救出】
第4位 間野今夫
荻島規之

樋口大史

3人1組(要救助者を含む)で、1人が空気呼吸器を着装して長さ8メートルの煙道内を検索し、要救助者を屋外に救出した後、二人で安全地点まで搬送します。ビルや地下街等で煙に巻かれた人を救出するための訓練です。

千葉県大会入賞者

【ほふく救出】

第1位 高野 渉

自己確保の命綱を結索した後、垂直はしごを15メートル登ります。災害建物への進入等、消防活動には欠かせない訓練です。



高野 隊員



荻島 隊員 間野 隊員 樋口 隊員

※はしご登はん1位の高野隊員は、第47回全国消防救助技術大会の千葉県代表に選出されました。



平成29年度 情報公開制度及び個人情報制度の実施状況

◆情報公開制度

実施機関別公文書の開示請求件数と処理状況 (件)

実施機関名	請求件数	公文書件数	決定内容など				取下げ
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	
管理者	22	22	3	17	0	0	2
議会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	22	3	17	0	0	2

※請求された公文書の主な内容
火災調査、防火対象物、危険物施設、救急、通報内容及びデジタル無線に関する文書など。
※行政不服審査に対する不服の申出、相談及び苦情など…なし

◆個人情報保護制度

自己情報の開示請求件数と処理状況 (件)

請求件数	公文書件数	決定内容など				取下げ
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	
5	5	2	3	0	0	0

※請求された公文書の主な内容
火災調査、危険物、救急及び通報内容に関する文書
※行政不服審査に対する不服の申出、相談及び苦情など…なし

第40回

千葉県消防音楽隊
フェスティバル開催

【日時】

平成30年10月20日(土)
12時45分開演

【場所】

成田国際文化会館
成田市土屋303

0476(23)1331

※入場無料、全席自由、予約受付はありません

◆◆◆
千葉県消防音楽隊
フェスティバルは、毎年、千葉県内の消防音楽隊が一同に会し、各グループ

が一同に会し、各グループ

プに分かれて合同で色々なジャンルの曲を演奏して好評をいただいております。

今回は、成田国際文化会館で開催され、消防組合の音楽隊は、八千代市消防音楽隊、成田市消防音楽隊と合同で演奏をしますので、興味のある方はぜひお越しください。

消防本部企画課厚生係
043(481)1172

